受講規約

この規約（以下「本規約」といいます。）は、NAILSGOGO ネイルスクール（以下「当スクール」といいます。）によって監修・実施される各講座について、当スクールとすべての受講申込者（以下、「申込者」といいます。）に適用されるものとします。

（契約の成立）
第１条

１ 受講契約は、申込者が、当スクール指定の申込書の内容及び本規約の条項を承諾の上、当スクールに対して申込書を提出して受講契約申込みを行い、当スクールがこれを承諾することで成立します。ただし、申込者が当スクールの提携ローンを利用する場合、審査の結果、ローン利用が可能であることが明らかになるまで、受講契約は成立しないものとします。

２ 前項の当スクールの承諾の通知は、e メールないし LINE で行うものとします。

（役務の提供及び対価の支払い）第
２条

１　　当スクールは、申込者に対し、当スクールの定めるプログラム（コース）の中から、申込者が選択したプログラム（コース）に従い、ネイル技術レッスンの役務（以下「本サービス」とい
う。）を提供します。本サービスの内容は、当スクールが別途公開または配布するウェブサイトないし資料記載のとおりとします。

２　　申込者は、受講料・テキスト代等必要な費用を、当スクールから送付する請求書に記載された方法により、当スクールが指定する期日までに支払うこととします。

（指導形態）
第３条

ネイルサロンワークマスターのレッスンは原則としてモデル同伴での受講はできません。ネイル検定コースはモデル同伴できます。

（講座の開始日時及び講座日の決定方法）第
４条

１ 本契約において、講座の開始日時は、契約成立後に申込者と当スクールとの間で個別に合意した日時とします。

２ 第２回以降の講座の実施日時は、申込者と当スクールとの間で、都度協議の上、決定します。

３ 申込者が講座の日時変更を行う場合は、当該講座実施の前日までに当スクールに連絡するものとします。この場合、当スクールと申込者は日程の再調整を行います。
４ 申込者が前項の連絡を怠った場合は、当該１回分の講座を受講できません。

（受講場所）
第５条
１　　当スクールにおける受講場所は当スクールまたは NAILSGOGO の所在地とします。ただし、講座内容に応じて、当スクールの指定する場所で実施することがあります。
２　　前項の規定にかかわらず、出張コースにおいては、申込者と合意した出張先にて講座を実施します。

（受講期間と契約期間）第
６条
受講期間は、プログラム（コース）ごとに、第４条１項の講座開始日より下表のとおりの期間とします。申込者は、受講期間経過後に受講資格を喪失するものとします。

ネイルサロンワークマスター		ネイル検定		スキルアップ		巻き爪矯正	
4 回コース	3 ヶ月	3 級 ・初級	6 ヶ月	1 回コース	1 ヶ月	1 回コース	1 ヶ月
6 回コース	6 ヶ月	2 級 ・中級	6 ヶ月	3 回コース	3 ヶ月		
10 回コース	10 ヶ月	1 級・上級	10 ヶ月				
20 回コース	12 ヶ月	トータルコース	24 ヶ月				
30 回コース	18 ヶ月						

（関連商品）
第７条
当スクールが、受講に付随して必要となる関連商品（テキスト、ネイル用品等）の販売を行う場合は、その関連商品ごとの価格・数量を明らかにするものとします。

（受講申込み後のクーリング・オフ等）
第８条
１ 一度納付された受講料、テキスト代、試験費用等は、原則として返還しておりません。
２ 前項の規定にかかわらず、申込者は、当スクールによる第１条第２項の承諾通知の日から起算して８日間以内であれば、書面によって契約を解除することができます。

３ 前項の契約の解除は、その契約を解除する旨を記載した書面が当スクールに到達した時点で成立します。

４ 第２項による契約の解除があった場合、既に納付された受講料等は返還いたします。

（中途解約）

第９条

１ 当スクールは、第８条第２項に定める期間の経過後、申込者から契約の解除の申し出があった場合には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲で損害を請求できるものとし、それを超える金額を受領している場合には、差額分を返還するものとします。

（１） 受講開始前の場合

契約の締結及び履行のために通常要する費用：１万円の初期費用

(2) 受講開始後の場合

前号に定める初期費用に加え、提供された役務の対価としての受講回数分の料金

２ 返還金のある場合は、当スクールの指定する方法で速やかに返金します。

（個人情報保護）

第１０ 条

１ 本契約に際し、当スクールが収集した個人情報に関しては、原則として以下の目的のみに利用します。

（１） 申込者に対するサービスの案内、情報提供を行うため

(2) 申込者より照会を受けた内容に回答するため

(3) 申込者の技術向上及びそのためのサービス向上のため

２ 受講契約に伴い当スクールが収集した個人情報については、第三者への提供は行いません。

（知的財産及び秘密情報、第三者提供の禁止）

第１１ 条

１ 申込者が受講に伴い当スクールから提供された情報及び本規約に関連する情報であって、当スクールで使用するテキスト及びその内容、レッスンのノウハウ、アイディア等の営業

上、技術上その他有益な情報について、申込者は、厳に秘密を保持するものとし、当スクールによる同意がない限り、第三者に開示または漏洩してはいけません。

２ 申込者が前項の定めに反したことにより、当スクールに損害が発生した場合、当スクールは、発生した損害を申込者に対し請求できるものとします。

（禁止行為）

第１2 条

１　　本サービスの利用・受講に際し、当スクールは、申込者が、以下の行為を行うことを禁止します。

（１）　法令に違反する行為

(2)　公の秩序または善良の風俗を害するおそれのある行為

(3)　当スクールの定める方法以外の方法で本サービスを利用する行為

（４）受講場所及びその建物の利用にあたり、所定の規則ないし定められた利用方法に反する行為

（５）当スクールの名誉を毀損し、又は業務を妨害するおそれのある行為

２　　当スクールは、申込者が前項に定める禁止事項その他本規約に違反すると認める場合、申込者に事前に通知することなく、いつでも、本サービスの提供の一部もしくは全部の停止を行うことができます。

（反社会的勢力の排除）第
１3 条

申込者及び当スクールは、自らが反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する「暴力団」及びその関係団体をいう。）でないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗る等して相手方の名誉・信用を毀損しもしくは業務の妨害を行い、または不当要求行為をなさないこと、各々の主要な出資者または役職員が反社会的勢力の構成員でないことを表明し、保証するものとします。

（損害賠償）

第１4 条

本サービス提供に関して申込者に生じた損害については、原則として、当スクールは責任を負いません。ただし、当スクールの責めに帰すべき事由（当スクールに故意または重大な過失があった場合を除く）があった場合は、直接かつ通常の損害についてのみ責任を負うものとし、賠償額は 10 万円を上限とします。

（譲渡禁止）

第 15 条

申込者は、当スクールの書面による事前の承諾がない限り、本契約上の地位を移転し、または、本契約に基づく権利義務を第三者に譲渡し、もしくは第三者の担保に供してはならないものとします。

（規約の変更）

第 16 条

当スクールは、必要と認めた場合、本規約の改定を行うことができます。改定を実施するときは、当スクールは、改定１ヶ月前までに当社ウェブサイトにて告知するものとし、改定後の規約は全申込者に適用されるものとします。

（紛争の解決）
第 17 条

１ 本規約の解釈は、日本国の法律に準拠します。
２ 本規約に定める事項及び契約内容に疑義が生じた場合、その他本規約に関して争いが生じた場合は、両者協議の上、解決するものとします。
３ 本契約及び規約に定めのない事項については、民法その他の関連諸法によるものとします。
４ 協議により疑義が解決せず訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。